FP	２級	生保

2023年 ９月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級 生保顧客
資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（48歳）は、会社員の妻Bさん（49歳）および大学生の長女Cさん（19歳）との３人暮らしである。Aさんは、今後の資金計画を検討するなかで、老後の生活資金等について、そろそろ準備をしておきたいと考えるようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1975年８月10日生まれ・48歳・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- X社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

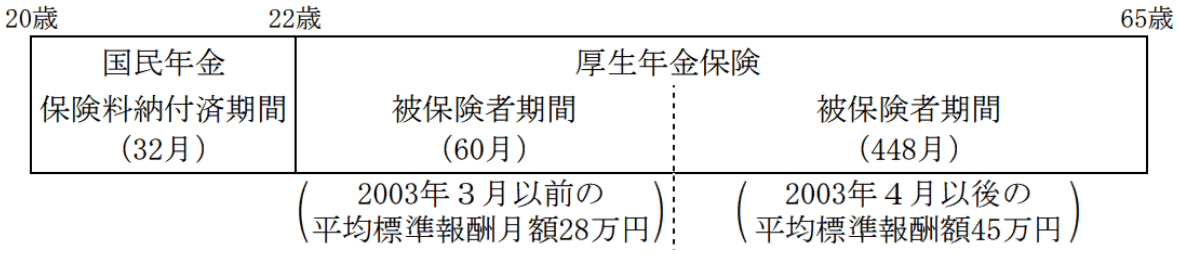

(2) 妻Bさん（1974年６月23日生まれ・49歳・会社員）

- 公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間（34月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間（317月）は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- 勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

(3) 長女Cさん（2003年12月９日生まれ・19歳・大学生）

- Aさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2023年度価額）を計算した次の＜計算の手順＞の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜計算の手順＞

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

(3) 基本年金額（上記「(１)＋(２)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$795,000\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{\square}{\square}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ｉ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問２》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんおよび妻Bさんは、最長で（　①　）歳まで個人型年金に加入し、掛金を拠出することができます。拠出することができる掛金の限度額は、Aさんの場合は年額144,000円、妻Bさんの場合は年額（　②　）円です」

II.「個人型年金を利用するメリットの１つとして、税制の優遇措置が挙げられます。拠出する掛金は（　③　）として所得控除の対象となります。また、老齢給付金を年金で受け取った場合、当該給付金は雑所得として総合課税の対象となり、老齢基礎年金や老齢厚生年金と同様に公的年金等控除の対象となります。なお、個人型年金は、Aさんの指図に基づく運用実績により、将来の年金受取額が増減する点に留意する必要があります」

〈語句群〉

イ．60　ロ．65　ハ．70　ニ．240,000　ホ．276,000　ヘ．816,000

ト．社会保険料控除　チ．小規模企業共済等掛金控除　リ．生命保険料控除

《問３》 Mさんは、Aさんに対して、各種のアドバイスをした。Mさんがアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「確定拠出年金の個人型年金は、Aさん自身の都合で任意に脱退することができます。脱退した場合に受け取る脱退一時金は、一時所得として総合課税の対象となります」

② 「Aさんが60歳から確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が10年以上なければなりません。Aさんの通算加入者等期間が10年以上である場合、老齢給付金の受給開始時期を、60歳から75歳になるまでの間で選択することができます」

③ 「長女Cさんは、2023年12月から国民年金の保険料を納付する必要がありますが、Aさんおよび妻Bさんの前年所得がいずれも一定額以下であれば、長女Cさんは国民年金の学生納付特例制度を利用することができます」

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（35歳）は、会社員の妻Bさん（32歳）および長男Cさん（０歳）との３人で、賃貸マンションで暮らしている。Aさんが、長男Cさんの誕生を機に、生命保険の新規加入を検討していたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。そこで、Aさんは、その提案内容についてファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Mさんは、死亡保障の検討にあたって、必要保障額を正しく把握する必要があると考え、Aさんから必要な情報をヒアリングした。現時点でAさんが死亡した場合の必要保障額を下記の＜算式＞を基に試算した結果、その額は3,000万円であった。

＜算式＞

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の支出の総額－遺族の収入見込金額

＜Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付特約組立型総合保険（注１）
・月払保険料　：13,800円
・保険料払込期間（更新限度）　：90歳満了
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・指定代理請求人　：妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	100万円	終身
定期保険特約	1,000万円	10年
収入保障特約（注２）	年額60万円×65歳まで	10年
三大疾病一時金特約（注３）	200万円	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

(注1) 複数の特約を組み合わせて加入することができる保険
(注2) 最低支払保証期間は５年（最低５回保証）。年金支払期間は、１年刻みで設定することができる。
(注3) がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に一時金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》 Mさんは、Aさんに対して、下記の＜前提＞においてAさんが死亡した場合、妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの遺族給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

＜前提＞

- 妻Bさんは、遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給権を取得する。
- 妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

「現時点においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、原則として、18歳到達年度の末日までの間にあり、かつ、現に婚姻していない子等を指します。妻Bさんが受け取る遺族基礎年金の額は、『子』が１人のため、（　①　）円（2023年度価額）になります。

遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（　②　）相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（　③　）月に満たない場合、（　③　）月とみなして年金額が計算されます。

また、長男Cさんについて18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に（　④　）が加算されます」

〈語句群〉

イ．240　ロ．300　ハ．480　ニ．871,200　ホ．1,023,700　ヘ．1,590,000
ト．３分の２　チ．４分の３　リ．５分の４　ヌ．振替加算　ル．中高齢寡婦加算
ヲ．経過的寡婦加算

《問５》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けている生命保険の保障内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんが収入保障特約から受け取る年金受取総額は、Aさんが40歳（年金支払期間満了となる65歳まで25年０カ月）で死亡した場合は、1,500万円となり、Aさんが62歳（年金支払期間満了となる65歳まで３年0カ月）で死亡した場合は、300万円となります」

② 「Aさんが死亡した場合、妻Bさんが収入保障特約から毎年受け取る年金は、所得税額の計算上、非課税となりますので、その全額を遺族の生活費や教育資金に活用することができます」

③ 「先進医療特約では、契約日時点で先進医療と定められていれば給付の対象となります。一部の先進医療については費用が高額となるケースもありますので、先進医療特約の付加をご検討ください」

《問６》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについてアドバイスをした。Mさんがアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「必要保障額は、通常、子どもの成長とともに逓減していきますので、保険期間の経過とともに年金受取総額が逓減していく収入保障特約を付加することは検討に値します。年金支払期間は、妻Bさんや長男Cさんの年齢など、ご家族の状況に合わせてご検討ください」

② 「Aさんが将来、住宅ローン（団体信用生命保険に加入）を利用して自宅を購入した場合、必要保障額の計算上、住宅ローンの残債務を遺族に必要な生活資金等の支出の総額に含める必要がありますので、必要保障額は増加します。自宅を購入した際は、改めて生命保険の見直しをすることをお勧めします」

③ 「妻Bさんが死亡あるいはケガや病気で働けなくなった場合、世帯収入が減少するだけでなく、それまで夫婦が行ってきた家事や育児等を、少なからず家事代行業者等に頼ることも考えられます。Aさんの保障内容と同時に、妻Bさんの保障内容も検討する必要があると思います」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（71歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。Aさんは、今期限りで専務取締役の長男Bさん（40歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。

Aさんは、先日、＜資料１＞の生命保険に関して、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談した。また、Mさんから、長男Bさんを被保険者とする＜資料２＞の生命保険の提案を受けた。

＜資料１＞X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	：終身保険（特約付加なし、予定利率：5.5％）
契約年月日	：1992年12月１日（40歳時加入）
契約者（=保険料負担者）	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
死亡・高度障害保険金額	：5,000万円
保険料払込期間	：65歳満了（保険料の払込みは満了している）
年払保険料	：90万円
払込保険料累計額	：2,250万円（25年間の累計額）
現時点の解約返戻金額	：2,300万円

＜資料２＞Mさんから提案を受けた生命保険の内容

保険の種類	：無配当定期保険（特約付加なし）
契約者（=保険料負担者）	：X社
被保険者	：長男Bさん
死亡保険金受取人	：X社
死亡・高度障害保険金額	：１億円
保険期間・保険料払込期間	：95歳満了
年払保険料	：200万円
最高解約返戻率	：83％

※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。
※ 所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を35年３カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

① 退職所得控除額

② 退職所得の金額

《問８》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料１＞の終身保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「現時点で当該生命保険を解約した場合、配当金等を考慮しなければ、X社はそれまで資産計上していた保険料積立金2,250万円を取り崩して、解約返戻金2,300万円との差額50万円を雑収入として経理処理します」

② 「勇退時に契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義を変更することで、当該生命保険を役員退職金の一部としてAさんに支給することができます。保険料の払込みが既に終わっており、今後も解約返戻金額が増加することを考えると、個人の保険として保障を継続することも選択肢の１つです」

③ 「契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義を変更し、当該生命保険を役員退職金の一部としてAさんに支給した場合、名義変更時の既払込保険料総額がAさんの退職所得に係る収入金額となり、他の退職手当等と合算して退職所得の金額を計算します」

《問９》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料２＞の定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「当該生命保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、保険期間の途中でピークを迎え、その後は低下し、保険期間満了時には０（ゼロ）になります。当該生命保険の解約返戻金は、役員退職金の原資や設備投資等の事業資金として活用することができます」

② 「当該生命保険の場合、保険期間開始日から保険期間の４割に相当する期間を経過する日までは、当期分支払保険料の６割相当額を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入します」

③ 「当該生命保険を長男Bさんの勇退時に払済終身保険に変更した場合、契約は継続しているため、経理処理の必要はありません」

④ 「保険期間中にX社に緊急の資金需要が発生し、契約者貸付制度を利用する場合、当該制度により借り入れることができる金額は、利用時点での既払込保険料相当額が限度となります」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの３人家族である。Aさんは、個人で不動産賃貸業を営んでいる。また、Aさんは、2023年中に、終身保険の解約返戻金および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（50歳）　　：個人事業主（青色申告者）
・妻Bさん（48歳）　：会社員。2023年分の給与収入は600万円である。
・長男Cさん（21歳）：大学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 不動産所得の金額：900万円（青色申告特別控除後）
(2) 上場株式の譲渡損失の金額：20万円
　（証券会社を通じて譲渡したものである）
(3) 終身保険の解約返戻金

契約年月	：2004年８月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：460万円
正味払込保険料	：500万円

(4) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2014年６月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：600万円
正味払込保険料	：500万円

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産所得に係る青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I.「不動産の貸付が事業的規模に該当する場合、不動産所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（　①　）万円を控除することができます。（　①　）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、不動産所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、不動産の貸付が事業的規模でない場合、青色申告特別控除額は最高（　②　）万円です」

II.「不動産所得の金額の計算上、不動産の貸付が事業的規模に該当するか否かについては、社会通念上、事業と称するに至る程度の規模かどうかにより実質的に判断しますが、形式基準によれば、独立した家屋の貸付についてはおおむね（　③　）棟以上、アパート等については貸与することができる独立した室数がおおむね□□□以上であれば、特に反証のない限り、事業的規模として取り扱われます」

III.「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、純損失の（　④　）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付などが挙げられます」

〈語句群〉

イ．1　ロ．2　ハ．3　ニ．5　ホ．7　ヘ．10　ト．26　チ．38　リ．55　ヌ．65

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「上場株式の譲渡損失の金額は、不動産所得の金額や一時所得の金額と損益通算することができます」

② 「Aさんが長男Cさんの国民年金保険料を支払った場合、その支払った保険料は、Aさんの社会保険料控除の対象となります」

③ 「Aさんが適用を受けることができる長男Cさんに係る扶養控除の額は、38万円です」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（a） 総所得金額		（ ① ） 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	（ ② ） 円
（b） 所得控除の額の合計額		□□□円
（c） 課税総所得金額（（a） － （b））		6,650,000円
（d） 算出税額（（c） に対する所得税額）		（ ③ ） 円

＜資料＞所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5%	－
195	～	330	10%	9万7,500円
330	～	695	20%	42万7,500円
695	～	900	23%	63万6,000円
900	～	1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	4,000	40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（非上場会社・製造業、以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（68歳）は、自宅で妻Bさん（67歳）、長男Cさん（42歳）家族と同居している。二男Dさん（40歳）は、他県に所在する戸建て住宅（持家）で暮らしている。

Aさんは、妻Bさんに自宅および相応の現預金等を相続させ、X社の専務取締役である長男CさんにAさんが100％所有するX社株式とX社本社敷地・建物を承継する予定であり、遺言書を作成しておきたいと考えている。

＜Aさんの親族関係図＞

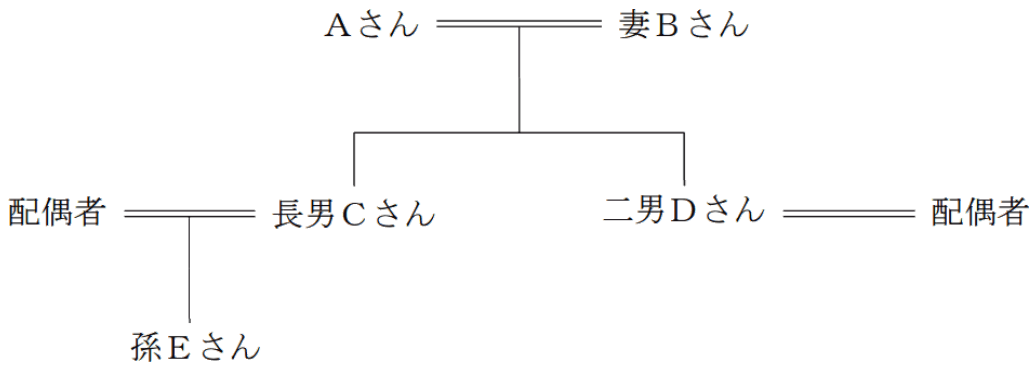

＜Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）＞

・現預金等　　：１億3,000万円
・X社株式　　：２億5,000万円
・自宅敷地（350㎡）　：5,000万円（注）
・自宅建物　　：2,000万円
・X社本社敷地（500㎡）：8,000万円（注）
・X社本社建物　　：4,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

＜Aさんが加入している一時払終身保険の内容＞

・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　　：妻Bさん
・死亡保険金額　　：2,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 遺言に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「自筆証書遺言は、その遺言の全文および財産目録をパソコンで作成し、日付および氏名を自書して押印することで作成することができます」

② 「自筆証書遺言は、所定の手続により、法務局（遺言書保管所）に保管することができます。法務局に保管された自筆証書遺言は、遺言者の相続開始時に、家庭裁判所の検認が不要となります」

③ 「公正証書遺言は、証人２人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成しますが、推定相続人が証人になることはできません」

《問14》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I. 「遺言により、自宅および現預金等を妻Bさん、X社関連の資産を長男Cさんに相続させた場合、二男Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が６億円の場合、二男Dさんの遺留分の金額は、（　①　）となります」

II. 「長男CさんがX社本社敷地を相続により取得し、当該敷地について、特定同族会社事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、当該敷地（相続税評価額8,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（　②　）とすることができます。なお、自宅敷地とX社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、（　③　）」

III. 「Aさんが加入している一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。Aさんの相続開始後、妻Bさんが受け取る死亡保険金2,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、（　④　）となります」

〈語句群〉

イ．200万円　ロ．500万円　ハ．800万円　ニ．1,600万円　ホ．2,880万円
ヘ．4,800万円　ト．5,000万円　チ．7,500万円　リ．１億5,000万円
ヌ．適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません
ル．それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます

《問15》 現時点（2023年９月10日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は５億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		５億円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	二男Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① 795,000(円)　② 1,224,670(円)　③ 53,360(円)　④ 1,278,030(円)
問2	① ロ　② ホ　③ チ
問3	① ×　② ○　③ ×
第2問	
問4	① ホ　② チ　③ ロ　④ ル
問5	① ○　② ×　③ ×
問6	① ○　② ×　③ ○
第3問	
問7	① 1,920(万円)　② 1,540(万円)
問8	① ○　② ○　③ ×
問9	① ○　② ○　③ ×　④ ×
第4問	
問10	① ヌ　② ヘ　③ ニ　④ ハ
問11	① ×　② ○　③ ×
問12	① 9,050,000(円)　② 480,000(円)　③ 902,500(円)
第5問	
問13	① ×　② ○　③ ○
問14	① チ　② ホ　③ ル　④ ロ
問15	① 4,800(万円)　② 2,820(万円)　③ 13,110(万円)